

「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム 2024 名古屋 開催要項（2024.12.6 現在）

全体テーマ：子どもの最善の利益原則に基づく子ども施策の創出
—子どもの権利を実現する文化及び社会の構築を目指して

■趣旨

「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウムは、子ども施策のあり方やまち・コミュニティづくりの展望を見出すために、自治体関係者と研究者・専門家・NPO等が連携・協力して、2002年から開催しています。このシンポジウムの趣旨は、自治体関係者と専門家等が連携・協力をしながら、①子ども施策（子ども関係の法・制度および政策・事業を含む）についての情報交換および経験交流を行うこと、②自治体職員や専門家等の子ども施策に関する研修の機会を提供すること、③日本における「子どもにやさしいまち・コミュニティ」を推進し、ネットワークを構築することにあります。

このシンポジウムでは、子どもの権利のグローバルスタンダードである国連「子どもの権利条約」と具体的な子ども施策を担う「地方自治」を大切にしています。国際的な視点をもち、国際社会と連携しながら、「地方自治」において、①子どもをとりまく現状、②行政施策の展開、③市民社会での取り組みなどをふまえ、子どもの思い、考え、意見を真に反映した子ども施策、子ども支援・子育て支援、まち・コミュニティづくりをどのようにすすめていくのかなどについて検討してきています。

21回を迎える今年のシンポジウムは、名古屋市で開催します。名古屋市では、子どもの権利及びその権利を保障するための市等の責務を明らかにするとともに、子どもの権利を保障し、子どもの健やかな育ちを社会全体で支援するため、「なごや子ども条例」を制定し、2008（平成20）年4月に施行しました。この条例を背景として、「なごや子ども・子育て支援協議会」の議論を経て、2019（平成31）年に「名古屋市子どもの権利擁護委員条例」が制定され、子どもの権利を守る文化及び社会をつくり、子どもの最善の利益を確保するため、2020（令和2）年1月に名古屋市子どもの権利相談室「なごもっか」を開設しました。さらには、同年には「なごや子ども条例」を「なごや子どもの権利条例」と改め、子どもの権利条約の理念を実現しようとしています。2022（令和4）年5月には「子どもの社会参画のよりどころとなる指針」を取りまとめ、子どもの社会参画を進め、子どもの意見を市政に反映させるような様々な活動を展開しています。

今年度の全体テーマは、「子どもの最善の利益原則に基づく子ども施策の創出 一子どもの権利を実現する文化及び社会の構築を目指して」です。2023（令和5）年4月、こども基本法が施行され、子どもの権利条約の精神にのっとり、全ての子どもの権利擁護が図られ、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、子どもの権利条約の4つの一般原則を踏まえ、基本理念が示されました。さらに、「国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。」（第11条）と規定されました。今後自治体には子どもの権利に基づく子ども施策を、子どもや関係当事者の声を反映しながら創出する機能が求められてきます。

子どもの権利条約批准30年を迎え、子ども施策を担う自治体が、子どもの権利を実現する文化及び社会を目指して、子どもの最善の利益原則に基づく子ども施策をどのように創出していけばいいのか、みなさんと一緒に考えたいと思います。

- 日 時 2025年（令和7年）2月22日（土）～23日（日）
- 会 場 鮎城ホール、ウインクあいち
- 主 催 「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム2024名古屋実行委員会、名古屋市
- 後 援 総務省、こども家庭庁、文部科学省、愛知県
- 参加方法 事前申込制による現地参加。全体会は当日参加も可能です。
※オンライン視聴による参加も可能です
- 資料領布 報告資料集代 1,000円
※当日会場にて、現金徴収し、受け渡します。
※オンライン参加者は、参加する分科会のPDF資料を無償提供します。
オンライン参加者で、報告資料集購入希望の場合は、入金確認後、シンポジウム終了後にレターパックライトで郵送します。
別途1冊につき郵送代@430円（レターパックライト）が必要です。

■日 程

【2月22日（土）】 会場：鮎城ホール

（愛知県名古屋市中区栄一丁目23番13号 伏見ライフプラザ 5階）

時間	内容				
13:00～13:30	<p>オープニング 歓迎の演舞 愛知学院大学よさこいサークル「常笑」</p> <table> <tr> <td>実行委員会</td> <td>開会挨拶 荒牧 重人 実行委員長</td> </tr> <tr> <td>開催自治体</td> <td>歓迎挨拶 広沢 一郎（市長）</td> </tr> </table>	実行委員会	開会挨拶 荒牧 重人 実行委員長	開催自治体	歓迎挨拶 広沢 一郎（市長）
実行委員会	開会挨拶 荒牧 重人 実行委員長				
開催自治体	歓迎挨拶 広沢 一郎（市長）				
13:30～13:50	<p>開催自治体 報告 なごや子どもの権利条例に基づく子ども施策の総合的推進 —子どもの権利を保障し、子どもの健やかな育ちを社会全体で支援するまちの実現を目指して— 杉野 みどり（副市長）</p>				
14:00～16:50	<p>全体会 シンポジウム 「子どもの最善の利益原則に基づく子ども施策の創出 —子どもの権利を実現する文化及び社会を目指して」</p> <p>報告自治体・報告者 松本市 百瀬 由将（こども部長） 世田谷区 松本 幸夫（子ども・若者部長） 中野区 青木 大（子ども政策担当課長）</p> <p>子ども参加の活動報告 なごや高校生まちづくりプロジェクト</p> <p>特別報告 「地方自治と子ども施策」全国自治体調査結果報告 内田 塔子（東洋大学）</p> <p>コーディネーター 半田 勝久（日本体育大学） 谷口 由希子（名古屋市立大学）</p>				

交流会 会場 : A resturangel kobekan (愛知県名古屋市中区錦 1-13-36)

時間	内容
17:45～19:45 (17:30 受付開始)	行政職員、実務者、研究者、相談員、子ども関連団体職員やスタッフ、市民が、子ども施策についての情報交換および経験交流を行う貴重な場となります。ふるってご参加ください。 自治体シンポジウム参加申込フォームから、同時にお申込みください。 参加費 3,500 円

【2月 23日 (日)】 会場 : ウインクあいち (愛知県名古屋市中村区名駅4丁目4-38)

時間	内容	会場	コーディネーター
10:00～12:00 13:30～15:30	分科会① 子どもの相談・救済	1103 (11階)	間宮 静香、福田 みのり、 安 ウンギョン、横井 真
	分科会② 子どもの虐待防止	1108 (11階)	野村 武司、鈴木 秀洋、 川松 亮、中板 育美
	分科会③ 子どもの居場所	1007 (10階)	浜田 進士、西野 博之、 谷口 由希子
	分科会④ 子ども参加	1006 (10階)	林 大介、川野 麻衣子、 喜多 明人、吉田祐一郎
	分科会⑤ 子ども計画	907 (9階)	加藤 悅雄、田中 文子、 森田 明美
	分科会⑥ 子ども条例	906 (9階)	吉永 省三、松倉 聰史、 内田 塔子、松原 信継
15:50～16:50	公開コーディネーター会議	1103 (11階)	半田 勝久、根岸 恵子 (各分科会から 1名)

【2月 24日 (月・祝)】 会場 : 名古屋市高齢者就業支援センター大会議室

(愛知県名古屋市昭和区御器所通3丁目12番地の1 御器所ステーションビル5階)

時間	内容
10:00～12:00	子どもの相談・救済に関する関係者会議 (非公開)
13:30～16:00	※対面のみ、オンラインなし (関係者のみご案内いたします)

■参 加 費 無料 (報告資料集代 1,000 円。なお、オンライン参加者で、報告資料集購入希望の場合は、別途郵送代@430 円/冊)

■申 込 名古屋市公式ウェブサイトから電子申請。

申込期間 2024年12月6日(金)10:00～2025年1月17日(金)

※原則として先着順。オンライン視聴・資料集購入希望も申込必要。

定員になった分科会には、現地参加の申込みはできません。

名古屋市公式ウェブサイト「全国自治体シンポジウム 名古屋」で検索

<https://www.city.nagoya.jp/kodomoseishonen/page/0000179795.html>

■開催事務局 名古屋市子ども青少年局企画経理課 (担当 : 服部・伊藤・中坊)

電話 : 052-972-3081 FAX : 052-972-4437

e-mail : a3081@kodomoseishonen.city.nagoya.lg.jp

シンポジウム（2月22日 14:00～16:50）

テーマ：子どもの最善の利益原則に基づく子ども施策の創出

—子どもの権利を実現する文化及び社会の構築を目指して

【趣旨と論点】

日本においては、1994（平成6）年に子どもの権利条約が批准され、その後30年に渡り、同条約の理念を生かしたまち・コミュニティづくりの実践が蓄積されてきました。この間、国レベルで、同条約の実施を推進する法律が制定されなかつたため、自治体レベルで、子どもの権利保障を総合的にとらえ、理念、制度・しくみ、施策などが相互に補完し合うような内容を備えた条例を制定し、子ども施策を総合的・持続的に推進しようとする自治体が増えてきました。そうした実践には、創意工夫が詰め込まれています。

2023（令和5）年4月、こども基本法が施行され、同条約の精神にのっとり、全ての子どもの権利擁護が図られ、社会全体として子ども施策に取り組むことができるよう、同条約の4つの一般原則を踏まえ、基本理念が示されました。さらに、「国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。」（第11条）と規定されました。

自治体においては、子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画、子ども・若者育成支援推進法に基づく子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく子どもの貧困対策についての計画などを総合計画化し、同条約というグローバルスタンダードを基礎にしたローカルスタンダードの形成・実施が不可欠です。

今後、自治体には子どもの権利に基づく子ども施策を、子どもや関係当事者、市民の声を反映しながら創出する機能が求められてきます。子ども計画の実施と評価・検証を連動させる中で、子どもや関係当事者のエンパワメントを実現できる計画の実効力が必要です。

そこで、今年度のシンポジウムでは、子どもの権利を実現する文化及び社会の構築を目指して、子ども施策を担う自治体が、どのように子どもの最善の利益原則に基づく子ども施策を創出していけばいいのか、みなさんと一緒に考えたいと思います。

■シンポジウム

●自治体報告

○子どもの権利に関する条例に基づくすべての子どもにやさしいまちづくりの推進
百瀬 由将（松本市こども部長）

○子ども条例から子どもの権利条例へ 一子どもの権利を実感できる文化と社会をつくり出し、発展させ、継承していくために（仮）
松本 幸夫（世田谷区子ども・若者部長）

○子どもの権利条例を基盤とした子ども政策の展開について（仮）
青木 大（中野区子ども政策担当課長）

●子ども参加の活動報告

なごや高校生まちづくりプロジェクト

●特別報告

「地方自治と子ども施策」全国自治体調査結果報告
内田 塔子（東洋大学）

●コーディネーター 半田 勝久（日本体育大学） 谷口 由希子（名古屋市立大学）

分 科 会 (2月23日 10:00~15:30)

■第1分科会

テーマ	子どもの相談・救済
内 容	<p>国連子どもの権利委員会の一般的意見2号は、子どもの権利条約を批准した国に独立した子どもの権利救済機関の設置を求めており。子どもの権利救済機関は①子どもの権利や利益が守られているかどうかを行政から独立した立場で監視すること②子どもの代弁者として、子どもの権利の保護・促進のために必要な法制度の改善の提案や勧告を行うこと③子どもからのものを含む苦情申立てに応じ、必要な救済を行うこと④子どもの権利に関する教育・意識啓発の機能を有するとともに、パリ原則に基づく独立性が求められている。</p> <p>日本では、国レベルの独立した子どもの権利救済機関は設置されていないものの、1999年に川西市がオンブズパーソンをつくったのを皮切りに、2024年9月時点で50の自治体が条例に基づき相談救済機関を設置している。</p> <p>2023年にこども基本法が施行されたこともあり、自治体が子どもの権利救済機関をつくるとする動きが加速しており、今後も子どもの権利条例の制定に伴う子どもの権利救済機関を設置する自治体が増えることが予想される。しかしながら、権利救済機関を設置する条例があっても機能していない自治体や、独立性が保持できていない自治体、他の相談窓口との違いが意識されていない自治体など、一般的意見2号の求める子どもの権利救済機関の条件を満たしていない自治体もある。また、自治体の規模によっても権利救済機関の活動方法は異なる。そこで、子どもの権利が注目されている今、条例に基づく権利救済機関の意義を確認した上で、子どもの権利を基盤とする相談救済の取組み、申立人である子どもとともに制度改善を行った事例及び自治体職員の立場から見た権利救済機関の設立についての各報告とともに、大小様々な規模の自治体での子どもの権利を基盤とする実践を共有することで、改めて条例に基づく権利救済機関の意義を明らかにする。</p>
報 告	<ol style="list-style-type: none"> 1 基調報告：条例に基づく独立した子どもの権利救済機関の意義 間宮 静香（弁護士、名古屋市子どもの権利擁護委員、瀬戸市子どもの権利擁護委員代表擁護委員） 2 子どもの権利を基盤とする相談救済の取組み 長瀬 正子（川西市子どもの人権オンブズパーソン） 3 申立人である子どもと協働した制度改善の取組み 萌愛（申立人）（動画） 4 子どもの権利救済機関の設立～自治体職員の立場から～ 吉岡 直（新潟市こども未来部こども政策課） 5 パネルディスカッション：子どもの権利に基づく相談救済機関の機能と役割 川口 洋誉 吉岡 直 長瀬 正子 柳 優香（福岡県志免町子ども救済委員）
コーディネーター	間宮 静香（弁護士） 福田 みのり（山口東京理科大学）
	安 ウンギョン（平成国際大学） 横井 真（公益社団法人子ども情報研究センター）

■第2分科会

テーマ	子どもの虐待防止	
内 容	<p>【テーマ】</p> <p>子ども家庭センターはどのようにあるべきか～母子保健と福祉の協働を目指して</p> <p>昨年度、一昨年度に引き続き、子ども家庭センターの取組みについて自治体からの報告を受け、そのあり方について検討をしたい。</p> <p>児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行うという趣旨で、令和4年の児童福祉法の改正で、2024年4月以降の設置を目指して、「こども家庭センター」(児童福祉法10条の2)の設置が規定されることとなった。</p> <p>これまで、子ども家庭支援拠点、子育て世代包括支援センターを通じて、こうした状況に対応してきたところであるが、子ども家庭支援センターなどの取り組みを踏まえて、これらを見直し、「こども家庭センター」として法定化されたものである。</p> <p>現在、多くの自治体で、この法改正を踏まえ、取組みが開始されていることと思われるが、児童福祉と母子保健との関係を仕組みや体制としてどのように整えるか、また、サポートプランをどのように作成し、支援に役立てていくのかなど、まだまだ実践的課題も多いと思われる。</p> <p>そこで、本年度は、昨年度に引き続き、母子保健と福祉の協働をテーマとして、実践的な取組みや事例を踏まえた報告をお願いし、「こども家庭センター」について、自治体での取り組みの経験交流を行い、課題を明らかにするとともに、その対応や、対応の工夫について意見交換できればと考えている。</p>	
報 告	<p>1 基調報告：子ども家庭センターとは何か 鈴木 秀洋（日本大学）</p> <p>2 子ども家庭センターと母子保健と児童福祉機能の一体的運営 ～サポートプランと支援の実際～</p> <p>※報告自治体（予定） ①愛知県名古屋市 ②岩手県奥州市 他の報告自治体は調整中です。</p>	
コーディネーター	野村 武司（東京経済大学） 川松 亮（明星大学）	中板 育美（武蔵野大学） 鈴木 秀洋（日本大学）

■第3分科会

テーマ	子どもの居場所
内 容	<p>学校の中の「第三の居場所」～セカンドプレイスの中のサードプレイス～</p> <p>校内居場所は、この10年ほどで全国に拡がった校内居場所カフェの実践から始まっている。校内居場所カフェは2012年に大阪府立西成高校で始まった「となりカフェ」がその初発と言われている。現在、大阪府や神奈川県の高校を中心に居場所カフェを設置する動きが全国に拡がり、豊島区、西東京市や大阪市など公立中学校でも校内居場所カフェの取り組みが実施されている。さらに大阪市内では小学校においても校内居場所カフェの取り組みが行われている。</p> <p>一方、不登校状態の子どもが増え続けるなか、文部科学省は、2023年3月に「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLO プラン）」を示した。そこでは、学校内における居場所を校内教育支援センター（スペシャルサポートルーム等）と呼び、その充実が求められている。いわゆる校内フリースクールが設置されるということは、不登校状態にある子どもの選択肢がひとつ増えることを意味する。これまで学校の外における居場所や、フリースクール等の充実が求められてきたが、学校内外問わず、子どもの選択肢や子どもにとっての居場所が増えることが重要であると考える。しかし、校内フリースクールは不登校の未然防止や登校復帰ということが主目的なのか、学校改革や子ども参加の学びづくりにつながるのかという課題がある。</p> <p>この分科会では、中学校内での校内フリースクールや校内居場所カフェの意義と課題について討議し、豊中市の中学校と社会福祉協議会の不登校生徒への配食を通じたアウトリーチ活動の事例もあわせて、自治体としてどのような居場所をつくっていくべきか深めていきたい。</p>
報 告	<p>1 セカンドプレイスの中のサードプレイス ～中学校の校内フリースクールや校内カフェの意義と課題～</p> <p>○全国の自治体における校内フリースクールと校内居場所の現状</p> <p>　浜田 進士（子どもの権利条約総合研究所関西事務所）</p> <p>○東京都豊島区</p> <p>　栗林 知絵子（認定NPO法人豊島子どもWAKUWAKUネットワーク）</p> <p>○名古屋市 校内フリースクール</p> <p>　大杉 周三（名古屋市教育委員会） 清水 智子（名古屋市教育センター）</p> <p>○大阪府豊中市 学校と社会福祉協議会の不登校生徒への配食を通じたアウトリーチ</p> <p>　勝部 麗子（大阪府豊中市社会福祉協議会）</p> <p>○対談と質疑応答 討議</p> <p>2 子どもの居場所に関わる実践紹介</p> <p>○名古屋市繁華街における新たな居場所づくりモデル事業 #栄でチルする</p> <p>　星野 智生（愛知PFS協会）</p> <p>○子ども時代に居場所事業を利用していた若者の声</p> <p>　根岸 恵子（特定非営利活動法人こどもNPO）</p> <p>○全体討議</p>
コーディネーター	浜田 進士（子どもの権利条約総合研究所関西事務所） 西野 博之（フリースペースたまりば） 谷口 由希子（名古屋市立大学）

■第4分科会

テーマ	子ども参加
内 容	<p>本分科会では、これまで、自治体行政における「子ども参加による施策づくり」および「子ども参加を推進する施策づくり」を主たるねらいとして設けられ、子ども条例などに依拠して設置されている「子ども会議」「子ども委員会」などの取り組みが報告され、自治体担当者などによる経験交流および意見交換を行ってきた。</p> <p>そうしたなか、2023年4月からのこども基本法等の施行により、当事者である「子どもの声」を行政施策に反映させていくことが、法的にも求められるようになった。こども基本法第11条において「国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。」としている。</p> <p>そこで今回は、(1)教育現場における子どもの声の反映あり方、(2)オンラインを使った子どもの声の反映のあり方、の2つの視点から課題を掘り下げる。</p> <p>内容としては、基調報告を受けて、①「学校現場における子どもの意見反映」を実施している自治体からの報告・問題提起、②「オンラインプラットフォームを活用した子供の意見反映」を実施している自治体からの報告・問題提起を行う。</p>
報 告	<ol style="list-style-type: none"> 1 基調報告「子どもが声をあげやすい環境とは(仮)」 林 大介（浦和大学） 2 愛知県立高校の生徒参加と校則見直し 谷上 正明（愛知県立知立高校校長／元足助高校校長） 3 三重県東員町の学校アドボケイト活動 志治 優美(子どもアドボカシーセンターMIE／東員町子どもの権利委員会委員) 4 <特別発言>生徒の意見表明支援・意見代弁支援を実践事例 高橋 弘恵（子どもアドボカシーセンターなごや／チャイルドラインあいち） 5 静岡県における子どもの声を反映するためのオンラインプラットフォーム 「こえのもり しづおか」について 松本 文（静岡県健康福祉部こども未来局こども未来課） 6 尼崎市における子ども・若者の意見聴取と意見反映について ～オンラインプラットフォーム「コドモワカモノボイスアクション」を試行して～ 津山 和之（兵庫県尼崎市こども青少年局こども青少年課） 7 オンラインプラットフォームの運営における課題と展望 栗本 拓幸(株式会社 Liquitous 代表取締役 CEO／株式会社 C&Y パートナーズ取締役) <p>今後に向けて～コーディネーターから</p>
コーディ ネーター	林 大介（浦和大学） 川野 麻衣子（北摂こども文化協会） 喜多 明人（早稲田大学） 吉田 祐一郎（四天王寺大学）

■第5分科会

テーマ	子ども計画
内 容	<p>今年度のテーマは、「子ども・若者・子育て当事者主体の自治体子ども施策を展開するには—子ども計画に基づく新しい仕組みをとおして—」とする。</p> <p>2025（令和7）年度から、新しい自治体子ども計画がスタートする。各自治体は「児童福祉法」の大改訂（2016年）はもとより、「こども基本法」（2022年）や「こども大綱」（2023年）等を踏まえることで、子どもの権利の視点を生かした計画をつくり上げてきたと考えられる。その一方で、国の法改正の動きに先立ち、子どもの権利を自治体で具体化するため、「子どもの権利条例」を制定したり、改正しながら取り組んできた自治体も存在する（2024年5月現在「子どもの権利保障をはかる総合的な条例」をもつ自治体は69自治体）。</p> <p>さて、今回の計画は、保育・子育て支援サービスの利用調整（ニーズ調査）に基づく「子ども・子育て支援事業計画」のみならず、子どもや若者の意見を聴き、さまざまな声を施策に反映させること（「こども基本法」第11条）が問われることになった。そして、子どもや若者、子育て当事者を取り巻く課題に対応した事業（例えば、新たな相談体制、居場所や地域づくり等）と、そのための社会資源（ヒト・モノ・カネ）の創出に続き、今後は当事者主体の施策展開や質向上に向けた評価・検証のあり方も問われてくることになるだろう。</p> <p>わたしたちは、各自治体において暮らし・遊び・学びながら自分らしく生きたいと思う子ども・若者・子育て当事者の声に対して、どのように応えることができるだろうか【子どもの権利を保障する自治体の応答責任（responsibility）】。のために、自治体子ども政策を展開する“根幹となる約束事を定めた取扱説明書”である「子ども計画」を活かしていく必要がある。先進的な自治体の報告内容を基にして、計画・政策担当者の視点からともに議論を深めたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人口規模や地域性等の異なる各自治体は、子ども・若者・子育て当事者をめぐる課題をどのように捉え、施策づくりの根拠としているのか。 ・課題を解決するために、子ども計画においてどのような理念を掲げ、子どもの権利実現を可能にする、どのような施策（事業・活動）に取り組もうと考えているのか。 ・子ども施策を具体化して一定の成果（プログラム・プロセス・アウトカム）を目指すうえで、府内外の仕組みづくり、社会資源の確保・活用をどのように進めようと考えているのか。 ・子どもや若者の参加を含む、計画のP D C Aサイクルをとおして、子どもの権利をどのように保障し、子どもの権利の具体化や当事者のエンパワメントにつなげていくのか。
報 告	<ol style="list-style-type: none"> 1 基調報告：子ども・若者・子育て当事者主体の自治体子ども施策を展開するには—子ども計画に基づく新しい仕組みをとおして— 加藤 悅雄・田中 文子・森田 明美 2 「豊中市子ども健やか育み条例」に基づく子育ち・子育て支援行動計画の推進 石原 真喜（豊中市こども未来部こども政策課） 3 こどもの人権を保障し、真の子どもの最善の利益を保障する和光市こども計画の策定に向けて—こども・若者の声を聴いて活かす取組へ— 平川 京子（和光市子どもあんしん部子ども家庭支援課） 4 「おおぶこども輝く未来応援八策」に基づく”こどもどまんなかおおぶ”の取組 川出 陽一（大府市健康未来部健康未来政策課） 5 豊島区子ども・若者総合計画—当事者参画と子どもの権利を基本理念に— 小椋 瑞穂（豊島区子ども家庭部子ども若者課）
コーディネーター	加藤 悅雄（大妻女子大学） 田中 文子（公益社団法人子ども情報研究センター） 森田 明美（東洋大学）

■第6分科会

テーマ	子ども条例
内 容	<p>子ども条例は、地方自治体が子どもの権利条約（政府訳「児童の権利に関する条約」1989年国連採択、1994年日本批准・発効）に則り、子どもの権利の尊重を基盤として、子どもにかかる施策を推進するための条例である。1998年制定の川西市子どもの人権オンブズパーソン条例、2000年制定の川崎市子どもの権利に関する条例に始まる。</p> <p>これらが先行モデルとなり現在まで、概ね60余の自治体で子どもの権利条約に則る子ども条例が制定してきた。他方、国では条約批准後15年の空白を経て2009年に子ども・若者育成支援推進法が制定された後、ことに2016年児童福祉法の改正では子どもの権利条約第12条（子どもの意見の尊重）及び第3条（子どもの最善の利益）が総則に明確に位置づけられ、条約に基づく子どもの権利の保障がうたわれた。そして2022年6月、初の包括的立法としてこども基本法が制定され、2023年4月に施行された。</p> <p>本分科会は、これまでの20年にわたる報告と検討を通して次の認識を共有してきた。子ども条例は、子どもの最善の利益の原則を子どもを含む市民、学校はじめ子ども施設や地域社会、行政機関等が共有しあい、この原則を「まちづくり」や「学校づくり」に具現していくための基本的な枠組みとなるものである。そのために子ども条例の構成には次の4つが必要となる。第一に条例前文の起草はじめ条例制定に向かうプロセスへの子ども参加、第二に子どもの権利条約およびこども基本法に則る条例の目的や理念の明示、第三にそれらを具体化するために不可欠な子どもの権利の明文化とそれを受け実施するところの子ども施策の重要課題、第四に条例運営に関する——行政の説明責任と市民参加を伴う——検証の仕組み。</p> <p>本分科会は以上を踏まえ、子ども条例の意義と役割を再確認しつつ、とりわけ子どもの権利条約発効30年の成果と課題をあらためて認識する中で、「より実効性のある子ども条例づくりに向かうアプローチ」を可能な限り明らかにしつつ共有していく。</p>
報 告	<ul style="list-style-type: none"> ○基調報告(仮題) 子どもの権利条約発効30年と今求められるより実効性ある子ども条例づくり ——本分科会20年の議論を振り返る中から 吉永省三(千里金蘭大学) ○自治体行政からの報告 <ul style="list-style-type: none"> ・愛知県日進市教育委員会:「子ども条例と学校教育」 桃原勇二(学校教育課) ・東京都豊島区:子どもの権利条例に基づく豊島区の取り組みととこれからの展望 ～子どもたちの幸せな未来のために～ 河野光(子ども若者課) ○市民からの報告 <ul style="list-style-type: none"> ・愛知県豊橋市民:「条例制定を支えるNPO・市民の活動」 江坂雅世 (とよはし「子ども」スマイル会議) ・三重県桑名市民:「議員提案による子ども条例づくり」森下幸泰(桑名市議会議員) ○特別発言 <ul style="list-style-type: none"> ・東京都小金井市民:阿部寛子(KOKO ぶらねっと&いかそう!子どもの権利条例の会) ・島根県浜田市民:栗栖真理(子どもにやさしいまち浜田をめざして、浜田に子どもの権利条例をつくろう!広げよう子どもの権利条約~hamada~) ・大阪府泉南市民:青木桃子/前田百合子(泉南市子どもの権利条例委員会市民委員)
コーディネーター	吉永省三(千里金蘭大学) 松倉聰史(旭川市立大学) 内田塔子(東洋大学) 松原信継(清泉女学院大学)

●公開コーディネーター会議

2月23日（日）15:50～16:50

コーディネーター：半田 勝久（日本体育大学） 根岸 恵子（特定非営利活動法人こどもNPO）

*自治体シンポ、とくに分科会のコーディネーターによる「ふりかえり」を公開で行い、シンポの成果と今後むけた課題について共有します。

○会場のご案内

2025年2月22日（土）

◎全体会（鯉城ホール） 座席 780席

愛知県名古屋市中区栄一丁目23番13号 伏見ライフプラザ 5階

◎交流会（A restaurangel kobekan） 200名程度可能

愛知県名古屋市中区錦1-13-36



地下鉄東山線・鶴舞線伏見駅より
徒歩7分

2025年2月23日（日）

◎分科会（ウインクあいち）

愛知県名古屋市中村区名駅4丁目4-38



JR 名古屋駅桜通口から徒歩5分
JR 新幹線口から 徒歩9分